食品ロス削減の推進と農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環の取組

令和２年２月7日
循環・３Ｒリレーセミナー

農林水産省
食料産業局

本日お話しすること

1. 食品ロスの現状
2. 食品ロス削減に関する法制度
3. 食品ロス削減に向けた取組
4. 農林水産省におけるプラスチック資源循環の取組
5. プラスチック資源循環アクション宣言
6. ペットボトル１００％有効利用の支援
7. 食品ロスの削減に資する容器包装高機能化事例集
8. 効率的な食品流通に向けた賞味期限の年月表示化及びプラスチック資源循環の自主的取組の促進に資するセミナー
9. プラスチック製買物袋有料化義務化

１　食品ロスの現状

1　食品ロスの現状　（１）食品ロスが引き起こす問題

環境問題

水分の多い食品は、廃棄の際に
運搬や焼却で余分なCO_2を排出

食料生産により
多量のエネルギーを消費

市町村におけるごみ処理経費
1兆 9,745 億円（平成29年度）
(平成24年度比＋1,860億円(＋10%))
１人当たりの経費＝**15,500円/年**
(平成24年度比＋1,700円(＋12%))

食料問題

世界の９人に１人が栄養不足
（約８億人）

世界人口
国連推計
77億人
(2019)
↓
97億人
(2050)

摂取カロリーから見た食料自給率
37%（平成30年度）
（先進国では最低水準）

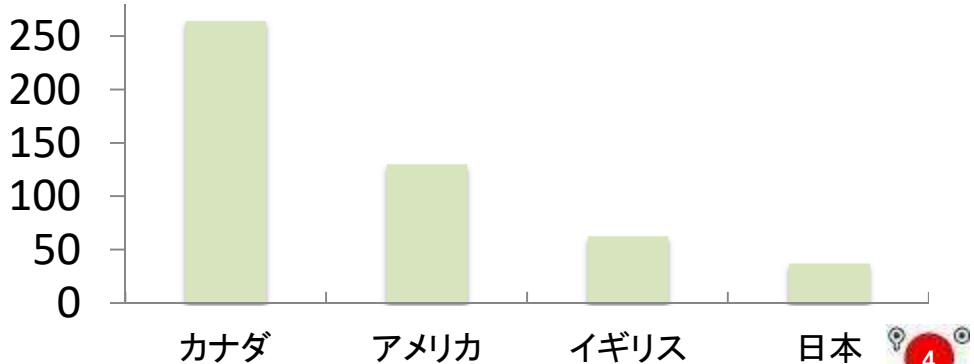

1　食品ロスの現状　（２）食品ロスに関する国際的な関心の高まり

✓　2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定。

■　国連「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」（平成27年9月）

ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標（17のゴールと169のターゲット）27年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。

ﾀｰｹﾞｯﾄ12.3
2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ﾀｰｹﾞｯﾄ12.5
2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

1　食品ロスの現状　（３）日本の食品ロスの状況

日本の「食品ロス」

約643万トン

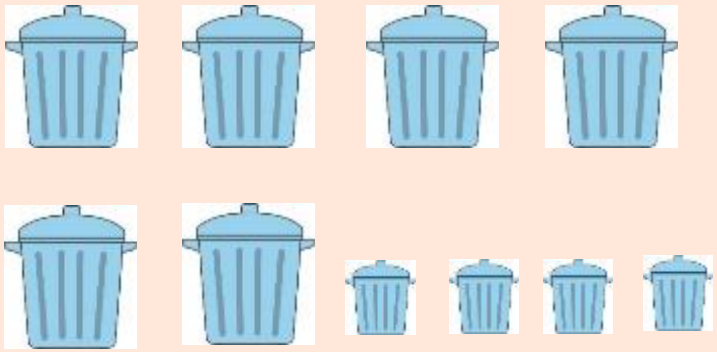

事業系

約352万トン

家庭系

約291万トン

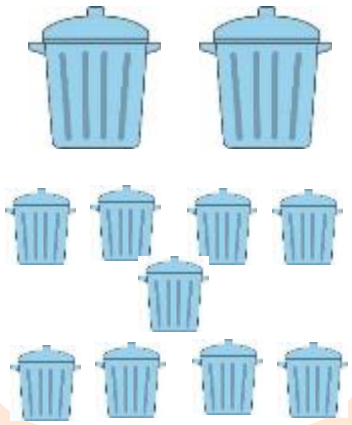

国民１人当たり食品ロス量

1日 約139ｇ

※ 茶碗約1杯のご飯の量に相当

年間 約51kｇ

※ 年間1人当たりの米の消費量（約54kg）に相当

資料：総務省人口推計(28年度)
平成28年度食料需給表（概算値）

1　食品ロスの現状　（４）食品廃棄物等と食品ロスの発生量（平成28年度推計）

【食品ロス】
国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品

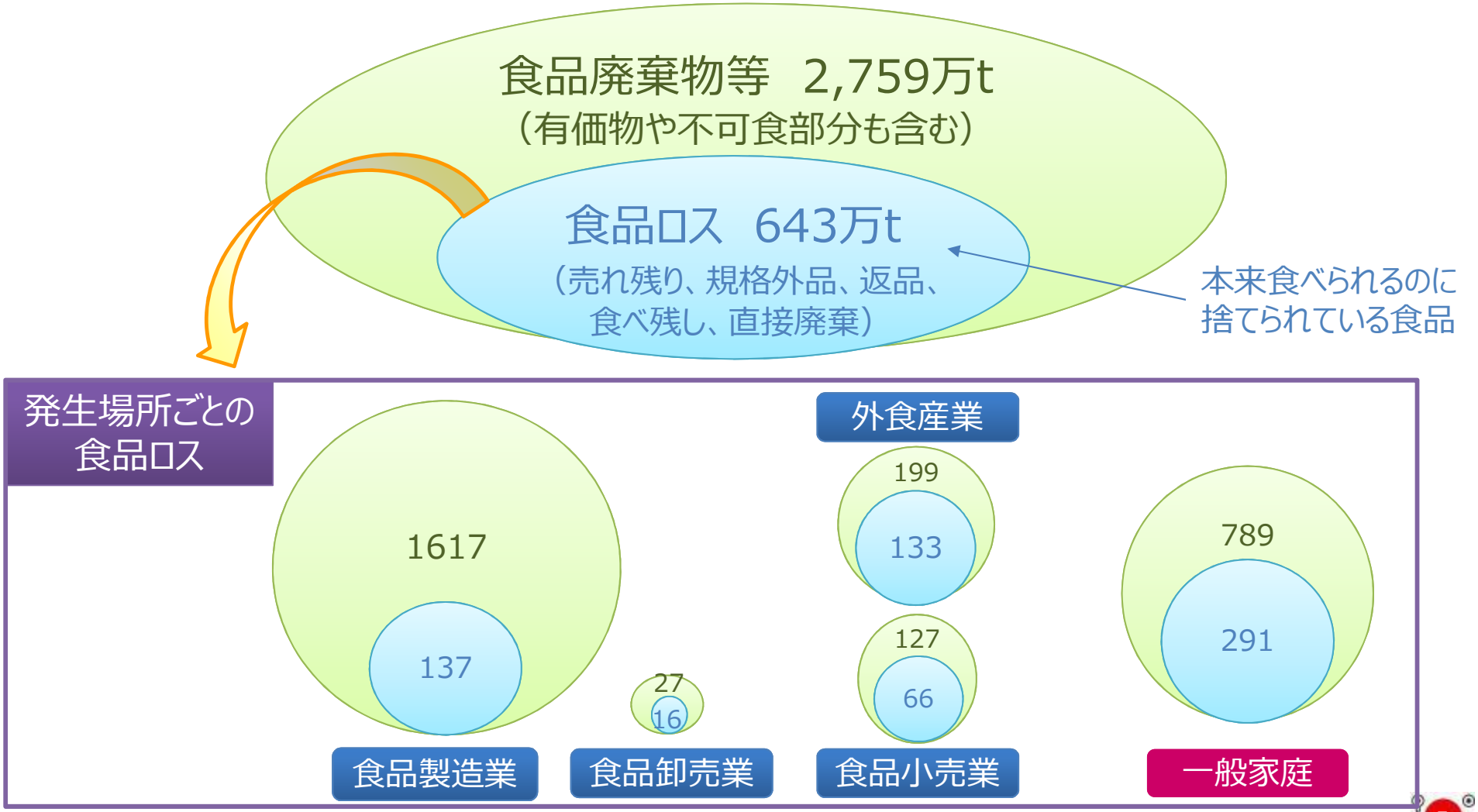

２　食品ロス削減に関する法制度

2　食品ロス削減に関する法制度　（１）食品リサイクル法の位置づけ

循環型社会形成の推進

循環型社会形成推進基本法
（基本的枠組み法）

- 容器包装リサイクル法
- 家電リサイクル法
- 食品リサイクル法
- 建設リサイクル法
- 自動車リサイクル法
- 小型家電リサイクル法

（取組の優先順位）

1. ①発生抑制（Reduce）
2. ②再使用（Reuse）
3. ③再生利用（Recycle）
4. ④熱回収
5. ⑤適正処分

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた「くず」等の食品廃棄物等について、
①発生抑制と減量化による最終処分量の減少
②飼料や肥料等への利用、熱回収等の再生利用
についての基本方針を定め、食品関連事業者による取組を促進。

2　食品ロス削減に関する法制度　（２）食品リサイクル法の概要

（平成12年法律第116号〔平成19年12月改正〕）

○主務大臣による基本方針の策定（令和元年７月）

- ●食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- ●食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標　等

○再生利用等の促進①

- ●主務大臣による判断基準の提示（省令）
  - ・再生利用等を行うに当たっての基準
  - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
  - ・発生抑制の目標設定　等

※食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

※食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって、講ずるべき措置
- ・食品の製造・加工過程･･･原材料の使用の合理化
- ・食品の流通過程･･･食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善
- ・食品の販売過程･･･食品の売れ残りを減少させるための工夫
- ・食品の調理・食事の提供過程･･･調理方法の改善、食べ残しを減少させるための工夫

等

○再生利用等の促進②

- ●主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務
  （発生量が年間100トン以上の者）

- ●事業者の再生利用等の円滑化
  - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
  - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- ●全ての食品関連事業者に対する指導、助言

・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金
（取組が著しく不十分な場合）

2　食品ロス削減に関する法制度　（３）事業系食品ロス削減に関する目標

【目標】 2000年度比（547万トン）で、2030年度までに半減させる（273万トン）

※食品リサイクル法の基本方針において設定（2019年７月）

※起点となる2000年は、食品リサイクル法の成立年

【目標達成に向けた考え方】

異業種との協働による取組や消費者も一体となった更なる機運醸成や行動変革等、様々なステークホルダーとの連携が必須であり、これをなくして本目標の達成は難しい。

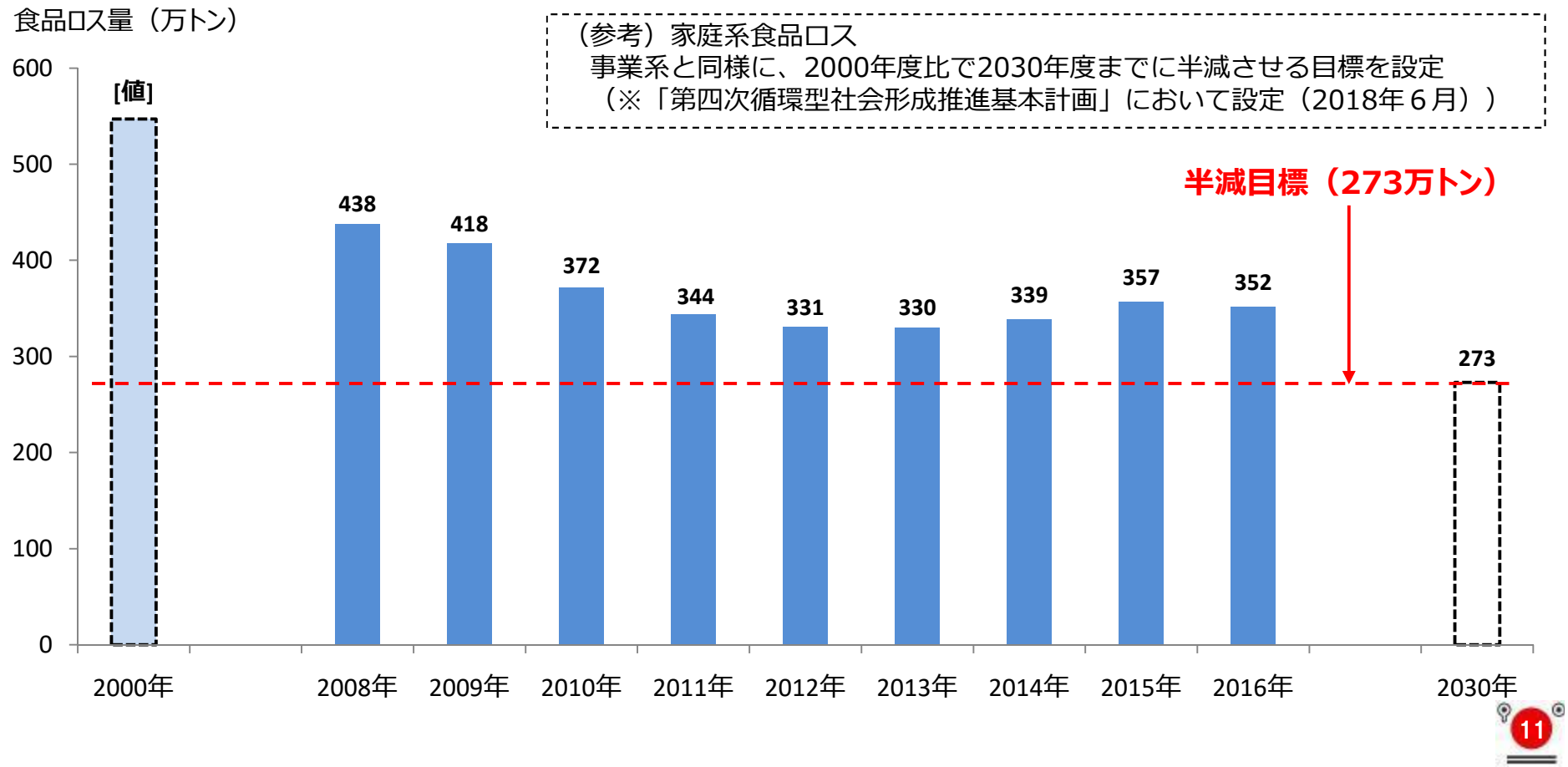

2　食品ロス削減に関する法制度　（４）食品廃棄物等の発生抑制に関する目標

（2019年度～2023年度）

- ✓ 食品リサイクル法の最優先事項である「発生抑制」について、業種別に目標を設定。
- ✓ 2014年に設定した発生抑制目標値については、９割の事業者が既に目標値を達成。発生抑制をより進める観点から、2019年７月に新たに目標を設定（３業種で新規設定、19業種で引き上げ）。

業　種	基準発生原単位	業　種	基準発生原単位	業　種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg／百万円	食用油脂加工業	44.7kg/t	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	175kg／百万円→ 170kg／百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg／百万円	麺類製造業	270kg／百万円→ 192kg／百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	152kg／百万円→ 114kg／百万円
その他の畜産食料品製造業	501kg/t	豆腐・油揚製造業	2,560kg／百万円→ 2,005kg／百万円	居酒屋等	152kg／百万円→ 114kg／百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg／百万円	冷凍調理食品製造業	363kg／百万円→ 317kg／百万円	喫茶店	108kg／百万円→ 83.3kg／百万円
水産練製品製造業	227kg／百万円	そう菜製造業	403kg／百万円→ 211kg／百万円	ファーストフード店	108kg／百万円→ 83.3kg／百万円
野菜漬物製造業	668kg／百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg／百万円→ 177kg／百万円	その他の飲食店	108kg／百万円→ 83.3kg／百万円
味そ製造業	191kg／百万円→ 126kg／百万円	清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t 421kg/kl	持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）	184kg／百万円→ 154kg／百万円
しょうゆ製造業	895kg／百万円	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	14.8kg／百万円	給食事業	332kg/百万円（～2019年度）→ 278kg/百万円（2020年度～）
ソース製造業	59.8kg／t→ 29.7kg／ｔ	各種食料品小売業	65.6kg／百万円→ 44.9kg／百万円	結婚式場業	0.826kg／人
食酢製造業	252kg/百万円	食肉小売業（卵・鳥肉を除く）	40.0kg／百万円	旅館業	0.777kg／人→ 0.570kg／人
パン製造業	194kg／百万円→ 166kg／百万円	菓子・パン小売業	106kg／百万円→ 76.1kg／百万円		
菓子製造業	249kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg／百万円		

75業種のうち、目標値を設定しない41業種についての考え方
- 17業種：密接な関係をもつ値（売上等）との相関がとれなかった。
- 24業種：食品廃棄物等のほとんどが、製造に伴い必然的に発生する不可食部等であり、産業活動への抑制に直接むすびつく恐れがあることから、業種としては発生抑制目標値の設定になじまないとした。

自主的な努力により、発生抑制に努めるとともに、再生利用のさらなる推進に努めることとする。

■ ・・新たに目標設定した業種　■ ・・目標値を引き上げた業種

期間について記載のない業種の期間については、2019～2023年度

2　食品ロス削減に関する法制度　（５）食品ロス削減推進法の概要

（令和元年法律第19号）

前文

- 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- 食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第８条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の 趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第９条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

公布日：令和元年５月31日、施行日：令和元年10月１日

【今後のスケジュール】
○令和２年３月末　基本方針　閣議決定予定
　※食品ロス削減推進会議において、基本方針の案を作成

基本方針等（第 11 条～第 13 条）

- 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第 14 条～第 19 条）

① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
　※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と 事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
② 食品関連事業者等の取組に対する支援
③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
⑥ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に 関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第 20 条～第 25 条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

2　食品ロス削減に関する法制度　（６）食品ロス削減推進法の事業者の責務

○ 事業者の責務について（法第５条）

事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

○関係者相互の連携及び協力（法第７条）

国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

2　食品ロス削減に関する法制度
（７）ロスの削減の推進に関する基本的な方針」素案（抜粋）①

Ⅱ　食品ロスの削減の推進の内容に関する事項
１　求められる役割と行動

（２）農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。

具体的には以下のような行動が期待される。

①　農林漁業者

・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

②　食品製造業者

・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。

・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。

・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注時期の調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。

・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。

・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

2　食品ロス削減に関する法制度
（７）ロスの削減の推進に関する基本的な方針」素案（抜粋）②

③　食品卸売・小売業者

・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（３分の１ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注時期の調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。

・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。

・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。

④　外食事業者等

・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。

・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。

・おいしい食べきりを呼び掛ける「３０１０運動」等の取組を行う。

・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。

・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあっては、食品ロス削減のための可能な取組を行う。

2　食品ロス削減に関する法制度
（７）ロスの削減の推進に関する基本的な方針」素案（抜粋）③

⑤　食品関連事業者等に共通する事項

・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。

・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。

・未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。

・食品ロスの削減に向けた取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

2　食品ロス削減に関する法制度
（７）ロスの削減の推進に関する基本的な方針」素案（抜粋）④

2　基本的施策

（２）食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。具体的には以下のとおりである。

・規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）を促進する。

・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化（年月表示・日まとめ表示）、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和（取組企業や実施品目の拡大）を一体的に促進する。また、日配品の適正発注の推進を図る。

・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店の間でのコストやリスクの分担の観点からの検討を推進する。

・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。

・食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。

2　食品ロス削減に関する法制度
（７）ロスの削減の推進に関する基本的な方針」素案（抜粋）⑤

・小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。
・外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」等により、一層の周知を図る。特に、持ち帰りについては、留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進する。
・需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI 等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進する。
・食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。
・過剰な回収につながらないよう食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。
・食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮した ESG 金融の普及を促進する。

2　食品ロス削減に関する法制度
（８）食品ロス削減推進法基本方針　策定のスケジュール

令和元年

11 月 25 日　第１回食品ロス削減推進会議

・基本方針の骨子案

12 月 16 日　第２回食品ロス削減推進会議

・素案に対する委員の意見集約

１月10日～２月１日まで
実施中

令和２年

１月　基本方針の素案についてパブリックコメントの実施

２月　第３回食品ロス削減推進会議

・基本方針の案の検討・決定

３月　閣議決定

【令和元年12月16日開催「食品ロス削減推進会議」資料より】

３　食品ロス削減に向けた取組

3　食品ロス削減に向けた取組　（１）事業系食品ロスの発生要因と対策の方向

- ✓ 食品ロスの発生要因としては、いわゆる３分の１ルール等の商慣習や消費者の過度な鮮度志向など。
- ✓ 事業系食品ロス削減に向けて、製配販の連携や消費者の理解の促進などフードチェーン全体での取組が必要。

<table>
<tr><th></th><th>主な食品ロスの発生要因</th><th>対策の方向</th></tr>
<tr><td>食品製造業</td><td rowspan="3">○商慣習
・食品小売業において賞味期間の1/3を超えたものを入荷しない、2/3を超えたものを販売しない
・先に入荷したものより前の賞味期限のものは入荷しない</td><td rowspan="3">○商慣習の見直し</td></tr>
<tr><td>食品卸売業</td></tr>
<tr><td rowspan="3">食品小売業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">○販売機会の損失を恐れた多量の発注</td><td>○需要に見合った販売の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">○フードバンクとの連携</td></tr>
<tr><td rowspan="2">○消費者の過度な鮮度志向や賞味期限への理解不足</td></tr>
<tr><td>○消費者への啓発</td></tr>
<tr><td>外食産業</td><td>○消費者の食べ残し</td><td>○消費者への啓発</td></tr>
</table>

3　食品ロス削減に向けた取組
（２）納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長の三位一体の取組

✓ 常温流通の加工食品は、「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進。

小売側のメリットが見えづらい

納品期限の緩和
賞味期間の1/3までに小売に納品しなければならない商慣習上の期限（1/3ルール）を1/2に緩和することを推進。
販売期間の短縮を小売側は懸念

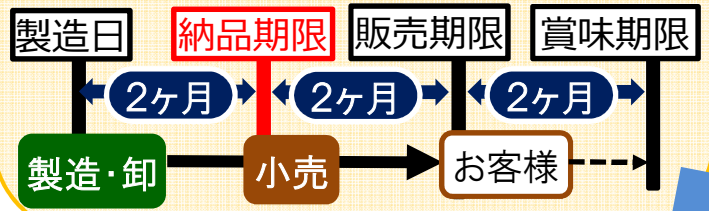

同時に推進

賞味期限の年月表示化
日付逆転による納品拒否の防止や省力化の観点から、年月日ではなく、年月で賞味期限を表示することを推進。
日付の切り捨てによる賞味期間の短縮を製造側は懸念

R１.9.17 ➡ R１.8

納品期限が厳しいままでは限界

賞味期限の延長　どちらの問題にも貢献

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業
納品期限緩和	○ （無駄な製造や在庫数量の減少）	－	× （販売期間の短縮）
賞味期限の年月表示化	△ （（＋）在庫管理の効率化） （（－）賞味期間が最大１ヶ月短縮）	○ （在庫管理の効率化）	○ （品出し業務等の効率化）

3　食品ロス削減に向けた取組　（３）納品期限の緩和（３分の１ルールの見直し）

✓ 小売店などが設定するメーカーからの納品期限及び店頭での販売期限は、製造日から賞味期限までの期間を３等分して商慣習として設定される場合（いわゆる３分の１ルール）が多く、食品廃棄発生のひとつの要因とされ、フードチェーン全体での取組が必要。

※　賞味期間６ヶ月の例

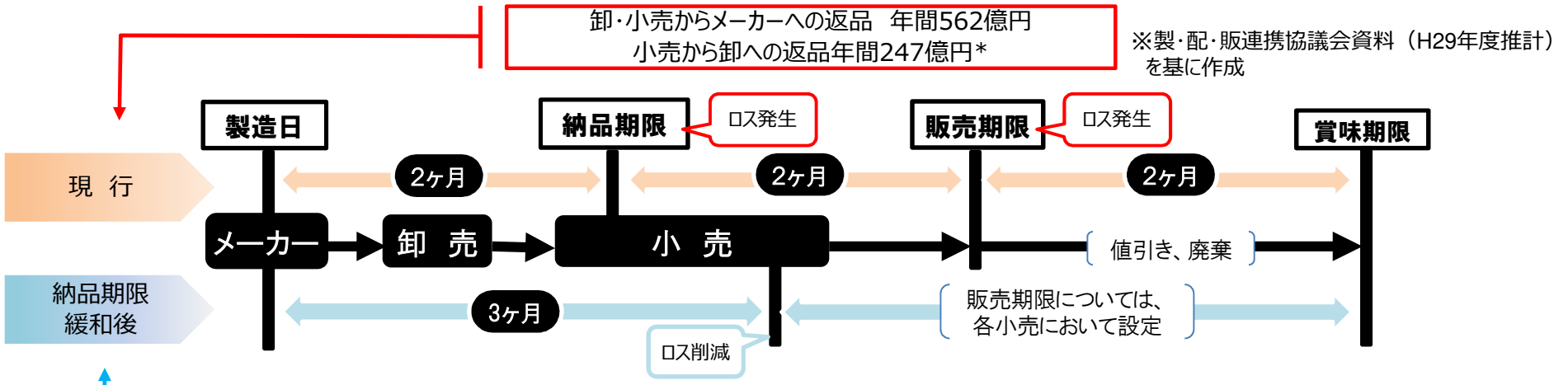

メーカー　:返品、未出荷廃棄の変化
卸　　売:納品期限切れ在庫、返品、廃棄/転送の変化
小　　売:販売期限切れ在庫の変化

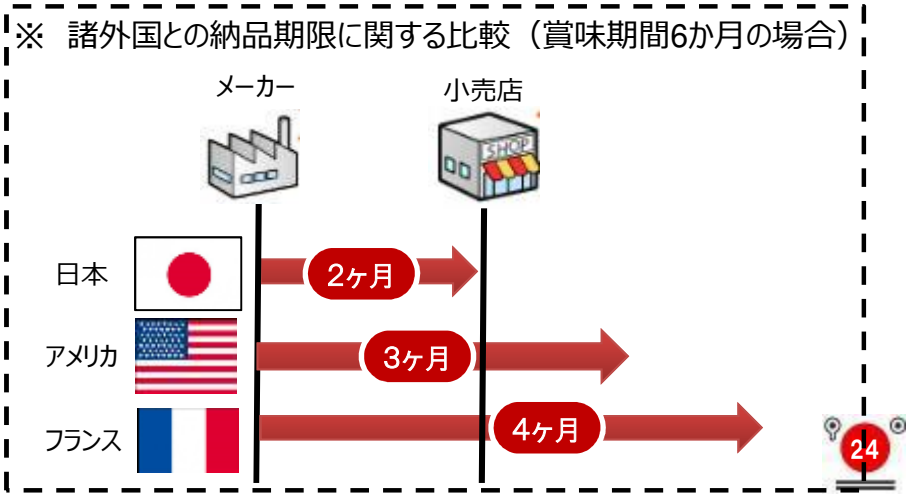

3　食品ロス削減に向けた取組　（４）納品期限の緩和の取組の効果

1/3から1/2に納品期限を見直した実証結果（平成25年度）

【食品製造業】
鮮度対応生産の削減など
未出荷廃棄削減

【物流センター】
納品期限切れ発生数量の
減少、返品削減

【小売店頭】
飲料と賞味期間180日以上の菓子は
店頭廃棄増等の問題はほぼなし

【該当食品全体への推計結果】
飲料：約　4万トン（約71億円）
菓子：約 0.1万トン（約16億円）※賞味期間180日以上の菓子で実施
合計：**約４万トン（約87億円)** ← **食品関連事業者から発生する食品廃棄物等（可食部）およそ330万ﾄﾝの1.0%～1.4%**

加工食品（ドライ）の納品期限緩和の実施の有無とロス率の変化

✓ 過去3年間に加工食品の納品期限を緩和した企業の値引ロス率、廃棄ロス率の変化を見ると、「値引ロス率・廃棄ロス率が上昇（悪化）」したとの回答率は0%で、納品期限を緩和していない企業より低い。

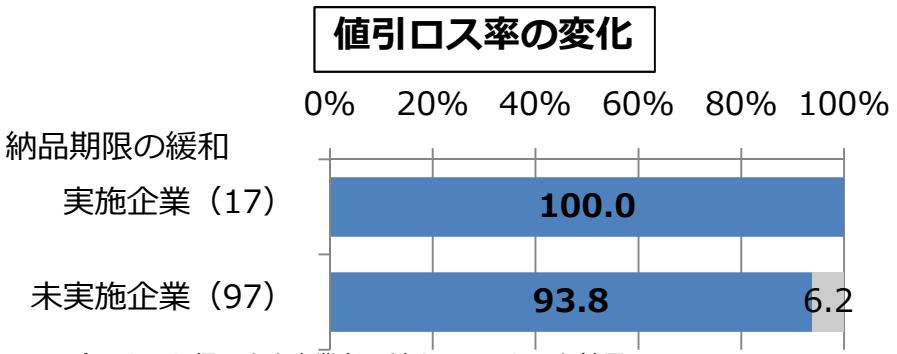

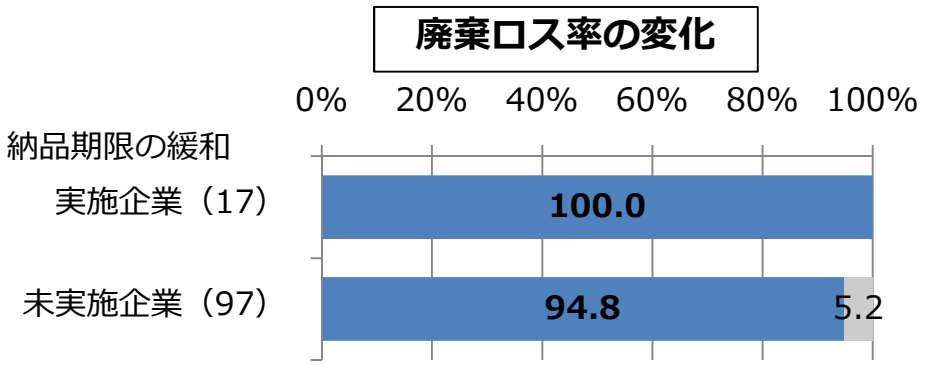

※食品を取り扱う小売事業者に対するアンケート結果
※（）内の数値は回答事業者数
※公益財団法人流通経済研究所調べ（平成28年度）

3　食品ロス削減に向けた取組　（５）納品期限緩和の取組状況（令和元年10月現在）

納品期限の緩和を推奨する品目

清涼飲料、菓子（賞味期間180日以上）、カップ麺

※その他、以下のように整理
- 納品期限緩和を前提として小売各社で検討する品目：袋麺、レトルト食品
- その他の品目についても、小売店舗や家庭における廃棄等の問題がないと思われる場合は、各小売事業者において積極的に緩和に向けた検討を行う。

納品期限を緩和（もしくは予定）している小売事業者（94事業者）

【総合スーパー（GMS）】
イトーヨーカ堂、ユニー、イズミ、イオンリテール、ダイエー、平和堂　等　計12社

【コンビニエンスストア（CVS）】
セブン-イレブン・ジャパン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ミニストップ、ポプラ、セイコーマート、国分グロサーズチェーン　計８社

【生協】
CO-OPとやま、あいコープみやぎ、一宮生協、いばらきコープ、おおさかパルコープ、京都生協、コープぎふ、コープぐんま、コープこうべ、コープさっぽろ、コープながの、コープにいがた、コープみやざき、コープみらい、自然派くらぶ生協、全日本海員生協、東都生協、なのはな生協、パルシステム福島、福祉クラブ生協、生協ぷちとまと、三井造船生協、ユーコープ、コープ九州事業連合　計24社

【食品スーパー（SM）】
アコレ、遠鉄ストア、大阪屋ショップ、オータニ、小田急商事、カスミ、カノー、ぎゅーとら、光洋、サミット、サンマート、山陽マルナカ、スーパーナショナル、スズキヤ、セブンスター、タカヤナギ、東急ストア、西山寛商事、福原、フレスタ、豊月、マイヤ、マックスバリュ、マツヤスーパー、ママのセンター、丸久、マルミヤストア、マルヤ、万惣、ヤオコー、ヨークベニマル、ヨークマート、ラルズ、レッドキャベツ等　計42社

【ドラッグストア・薬局】
ウエルシア薬局、クスリのマルエ、ココカラファインヘルスケア、コメヤ薬局、サッポロドラッグストアー、下川薬局、太陽堂、ツルハ
計8社

3　食品ロス削減に向けた取組　（６）賞味期限の年月表示化

年月日表示　　**年月表示**

2019/10/29　→　2019/09

<年月表示化の主な取組>

【事例１：日本醤油協会】
過度に厳しい日付管理が深夜・早朝操業や返品等の原因となっていたことから、「醤油の日付表示に関するガイドライン」を作成する際、賞味期間が３か月超のものは、原則として年月表示。

【事例２：飲料大手５社（TCGF)】
平成25年5月より、国産水２Lペットボトルを初めとして、年月表示に順次切り替え。賞味期間1年以上の製品に加え、8ヶ月以上の製品でも切り替えを開始。

【事例３：全日本菓子協会】
賞味期限の延長と年月表示化について、毎年各社の進捗状況を調査しつつ実施を呼びかけ。（賞味期間３ヶ月以上の流通菓子が対象だが、運用は各社で判断）

【事例４：味の素株式会社】
平成29年2月より順次、賞味期間1年以上の家庭用製品（調味料・加工食品・甘味料）を対象に、原則として賞味期間を延長し、賞味期限を年月表示に変更。

3　食品ロス削減に向けた取組　（７）＜参考＞賞味期限の年月表示化の期待効果 ①

小売店舗への納入済み商品より賞味期限が前の商品の納入が拒否されるため、物流拠点間の商品の転送ができなかった在庫が、転送可能となることで食品廃棄を削減。

年月日表示

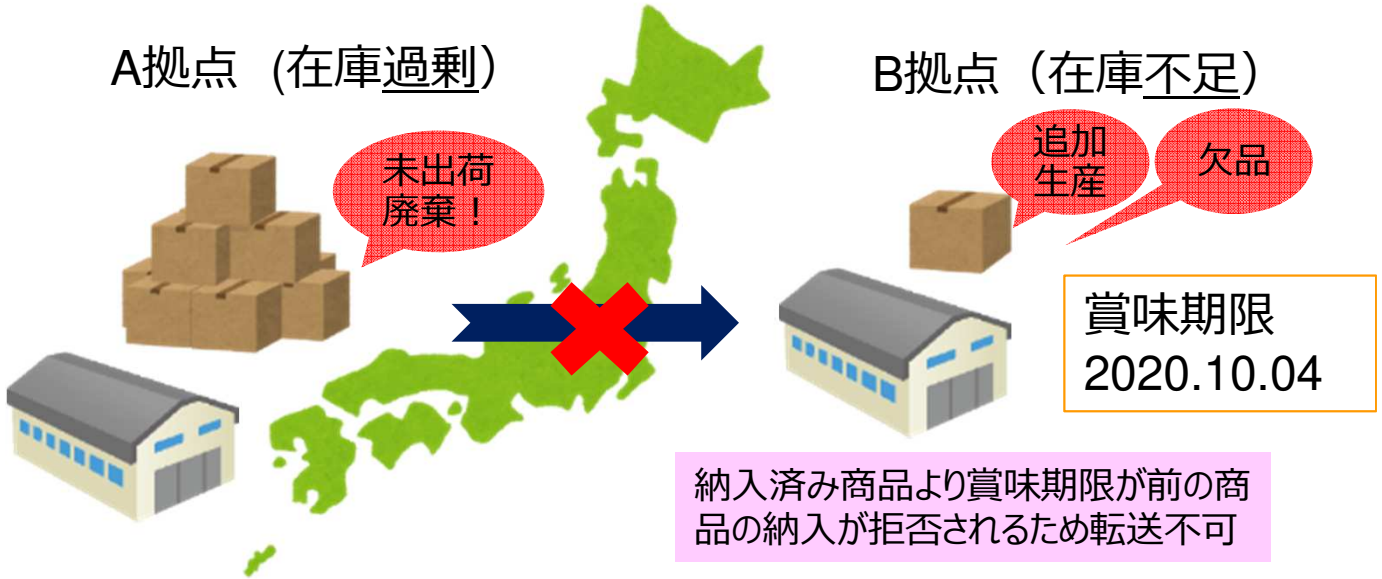

賞味期限
2020.10.03

賞味期限
2020.10.04

納入済み商品より賞味期限が前の商品の納入が拒否されるため転送不可

年月表示

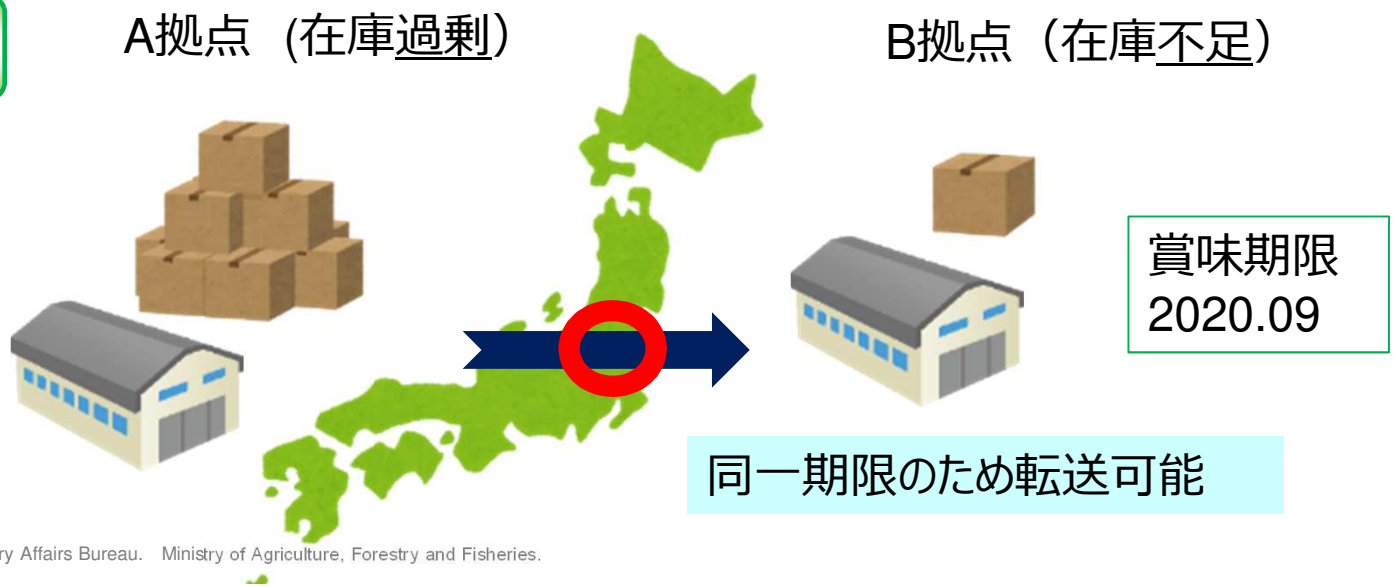

賞味期限
2020.09

賞味期限
2020.09

同一期限のため転送可能

3　食品ロス削減に向けた取組　（７）＜参考＞賞味期限の年月表示化の期待効果 ②

日付管理から月管理になることで、保管スペース、荷役業務、品だし業務等を効率化。

年月日表示

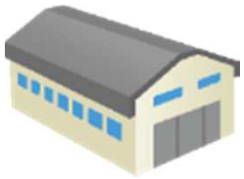

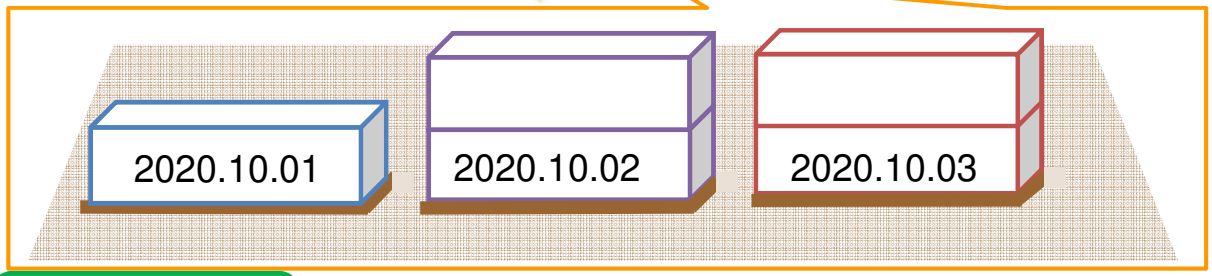

年月表示

日付管理・検品等
作業省力化

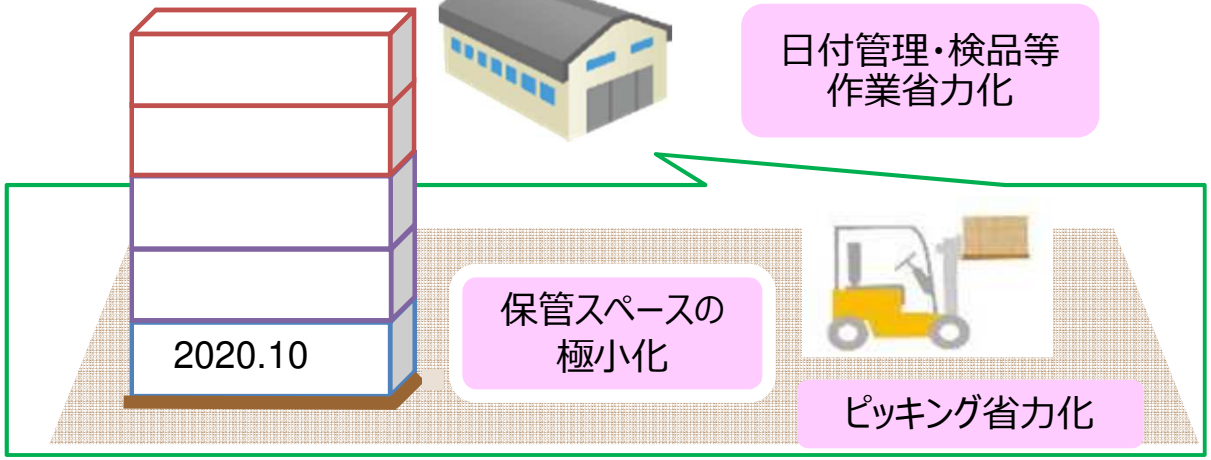

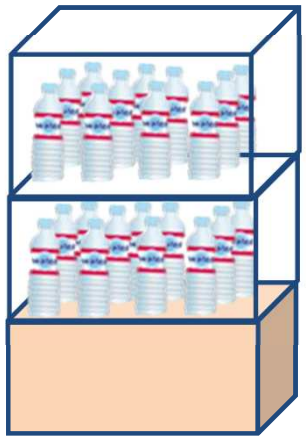

期限確認・陳列作業効率化

運搬・積載効率向上

3　食品ロス削減に向けた取組　（８）賞味期限の延長

【賞味期限延長の実施状況】

（菓子・清涼飲料の各団体への調査結果）

カテゴリー	商品数	過去１年間に延長を実施	今後延長の予定
清涼飲料	2,004	161	57
菓子	11,727	122	303

（平成30年度流通経済研究所調べ）

【事例：日本即席食品工業会】

・これまでの製造技術や包装技術の進歩から、賞味期限の延長が可能と結論を得、平成25年6月に「即席めんの期限表示設定のためのガイドライン」を改訂。
・平成26年春より、賞味期限を１～２ヶ月延長したカップめんや袋めんが登場。

従来

袋麺　6ヶ月
カップ麺　5ヶ月

⇒

現在

袋麺　8ヶ月
カップ麺　6ヶ月

【事例：三菱ケミカル(株)】

提供：越後製菓株式会社

（販売）2015年４月から

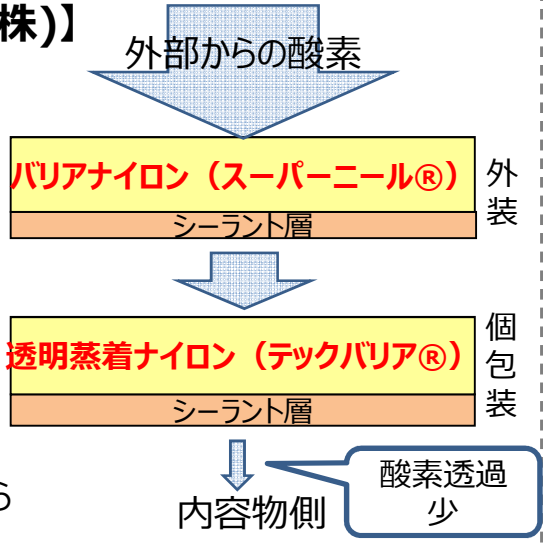

〈 容器包装の改善 〉

・外装は、酸素バリア性を高めた多層ナイロンフィルム「スーパーニール®」を使用。
・個包装には、さらに酸素バリア性及び水蒸気バリア性の高い透明蒸着ナイロンフィルム「テックバリア®」を採用。
（※環境負荷を考慮しフィルムの厚さは同等）
・外袋を開封後も個包装で酸化を抑制。

〈 賞味期限の延長 〉

・　酸化を抑えることで、切り餅用途等で通常12ヵ月の賞味期限を24ヵ月に延長。
・　強靭性のあるナイロンフィルムにより、破袋によるロス発生も抑制。

3　食品ロス削減に向けた取組　（９）「全国一斉」商慣習見直し運動について

事業系食品ロスの削減に向け、本年10月30日までに全国一斉で商慣習を見直すことを呼びかける運動を実施。

取組内容

（1）本年10月30日（金曜日）を「全国一斉商慣習見直しの日」とし、この日までに以下の取組を実施することを、業界団体等を通じて食品関連事業者に呼びかけます。

※この呼びかけは任意のものであり、サプライチェーンにおける食品ロスの削減という本運動の趣旨に賛同する事業者の方に、自発的に取り組んでいただくものです。

(ア)食品小売業者

推奨3品目（飲料、賞味期間180日以上の菓子、カップ麺。以下同じ。**）全ての納品期限の緩和**

(イ)食品製造業者

推奨3品目全ての賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）

※(ア)及び(イ)について、推奨3品目以外も、サプライチェーン全体で食品ロスが削減されると考えられる品目は可能な範囲で取組の推進をお願いします。

※賞味期限の延長は、引き続き、各食品製造業者の判断で取組の推進をお願いします。

※(ア)及び(イ)について、食品卸売業者も、この取組を踏まえた対応をお願いします。

（2）本呼びかけに対応し、商慣習を見直す機運を高めるために以下の取組を実施します。

・賞味期限の年月表示化に取り組む企業の調査・公表（本年度末予定）
・納品期限の緩和に向けた意見交換会の開催
・賞味期限の年月表示化セミナーの開催（昨年10月16日の近畿地方の開催を皮切りにブロック毎に開催中）
・このほか、消費者に取組を理解していただくための啓発を積極的に実施。

（3）本年夏頃、「全国一斉商慣習見直しの日」までに（1）の取組を実施する食品関連事業者（現在既に実施しているものを含める）を募集し、10月30日当日に公表して広くPRします。

3　食品ロス削減に向けた取組
（９）需要に見合った販売の推進～恵方巻きなど季節商品のロス削減～

- ✓ 平成31年１月に、小売業者の団体に対し、事務連絡「恵方巻きのシーズンを控えた食品の廃棄を削減するための対応について」を発出。小売店での販売方法の工夫等により、約９割の小売業者が前年より廃棄率が改善するなど、一定の取組効果を確認。
- ✓ 令和元年12月に、小売業者の団体に対し、事務連絡「季節商品の食品ロスを削減するための対応について」を発出し、季節商品の需要に見合った販売を引き続き呼びかけ。また、令和２年の恵方巻きシーズンに関して、需要に見合った販売に取り組む食品小売事業者に対して、PR資材を提供し、事業者名を公表。

＜平成31年２月恵方巻きの廃棄の削減状況に係る調査結果＞

【節分時の廃棄率（金額）の前年比較】
（回答社数75社）

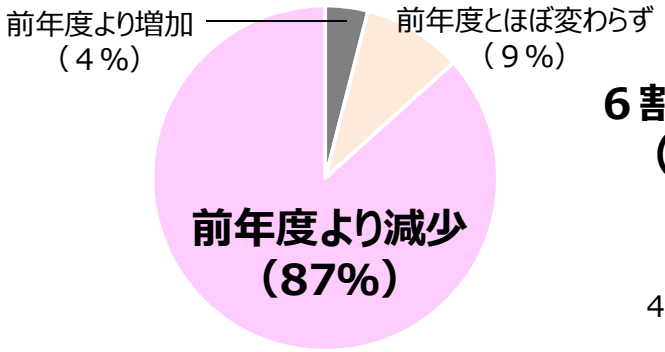

【廃棄率の削減割合】
（回答社数64社）

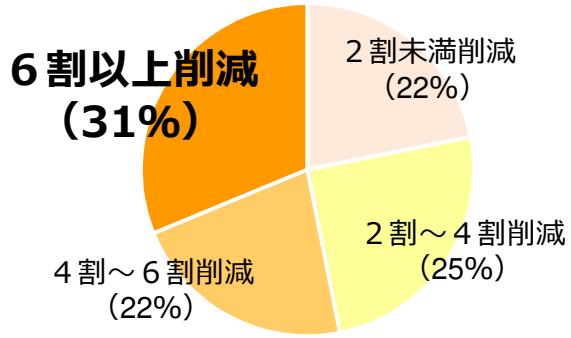

【小売店の販売の工夫の例】
・時間帯別製造計画の策定、　・売れ行きに応じた店内製造の調節
・ハーフサイズの品揃えの増加、　・予約販売の強化

（調査概要）
事務連絡の発出先である食品小売団体（７団体）に対して調査を依頼し、75社から回答を得た
（調査期間：平成31年２月～４月、回収率：18.8%）

＜令和２年度PR資材の例＞

需要に見合った販売に
取り組む小売事業者様、
是非御活用ください！

フードバンク活動の推進、消費者啓発

✓ フードバンクの信頼性向上と取扱数量の増加に向け、
・食品の衛生的な取扱いやトレーサビリティの確保等に関する手引きを作成・公表。
・フードバンクと食品関連事業者、地方自治体等との情報交換会を全国で開催。

〈フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き〉
（2016年11月公表、2018年9月改正）

（主な内容）
①食品の提供又は譲渡における原則
②関係者におけるルールづくり
③提供にあたって行うべき食品の品質・衛生管理の手順
④情報の記録及び伝達（記録表の様式）

〈情報交換会の開催実績〉
・30年度には、全国10箇所で開催し、全体で約450名が参加。

✓ 消費者啓発に向け、
・令和元年10月（食品ロス削減月間）に、小売店において啓発ポスター等を掲示。
・飲食店舗における食品提供時の工夫等を例示した事例集を作成・公表。
・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、女子バレーボール世界選手権に参加する選手を対象に、啓発資材等を活用した効果的な食品ロス削減手法を調査

〈小売店の店頭用啓発資材〉

〈飲食店等の食品ロス削減のための好事例集〉

（取組例）
・食べきりを推進している店舗であることがわかるシールを店頭に掲示。
・食べきった人に割引券をプレゼント
・小盛り提供

〈国際的スポーツ大会時に用いた啓発資材〉

3　食品ロス削減に向けた取組
（11） 食品ロス削減に取り組む意思表示「ろすのん」

食品ロス削減国民運動シンボルマーク「ろすのん」

NO-FOODLOSS PROJECT　NO-FOODLOSS PROJECT

食品ロス削減に取組む団体・企業の皆様は、簡単な申請だけでご利用いただけます。
（無料です）

「ろすのん」の説明や様式はこちら：

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuu_loss/161227.html

利用件数:506件(令和元年10月現在)
自治体、NPO法人、食品製造業・卸・小売・外食など様々な団体・事業者で利用。

販促物で

食堂で

商品で

イベントで

レストランで

宅配車で

４　農林水産省におけるプラスチック資源循環の取組

４.農林水産省におけるプラスチック資源循環の取組
（1） 日本におけるプラスチックの 製造・排出・処理等の状況

- 日本では年間約900万トンのプラスチックが排出（食品産業に由来するものは「包装・容器等／コンテナ類」と「その他」の内数）。
- 排出されたプラスチックはエネルギー回収も含めれば、86%が有効利用（これに対し、世界の廃プラスチックは、14～18%がリサイクル、24%が焼却、残りは不法に投棄/焼却（環境省資料「OECDの環境総局/環境政策委員会　2018年5月　再生プラスチック市場に関する報告書」より）。

〇プラスチックのマテリアルフロー図（2017年）

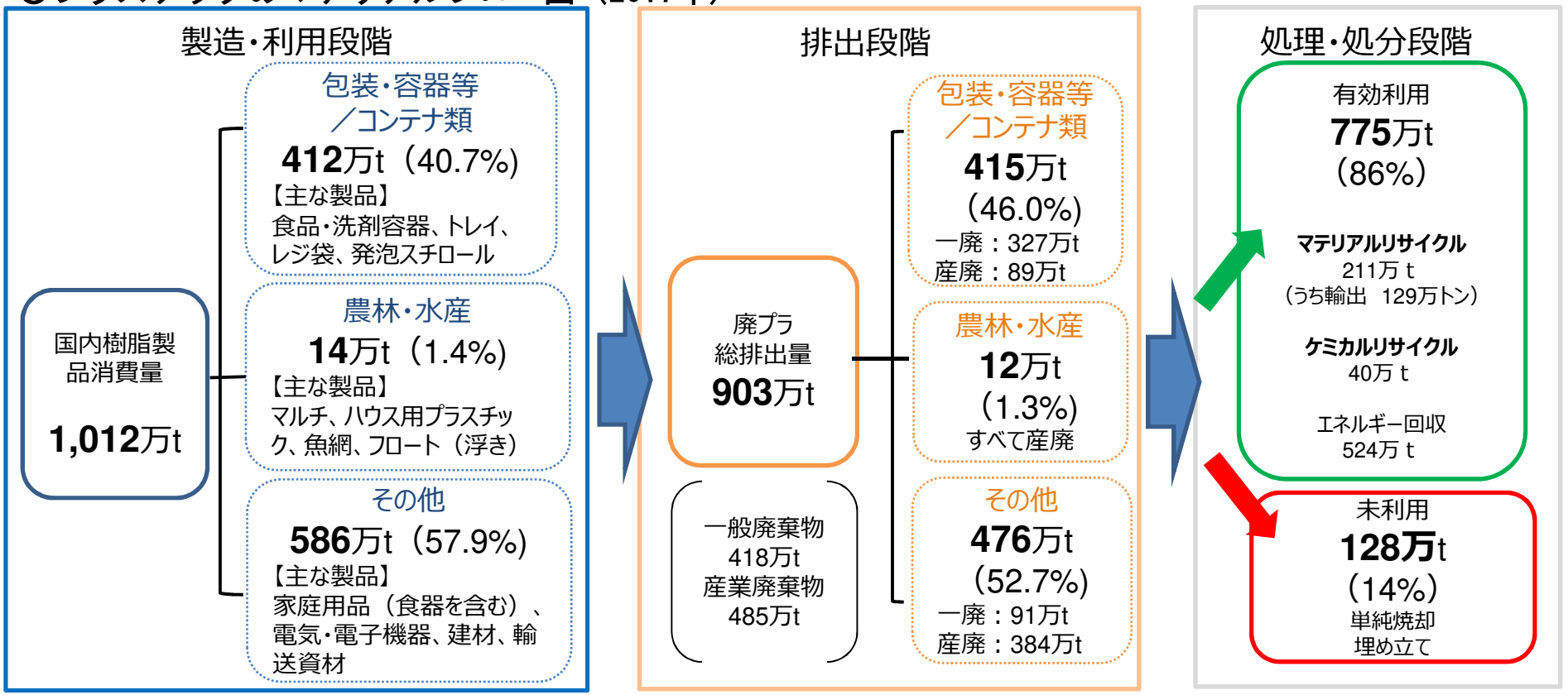

出典：（一社）プラスチック循環利用協会資料より作成

４.農林水産省におけるプラスチック資源循環の取組
（2）食品産業で使われる主なプラスチック製品

- プラスチック製品は、①軽量で破損しにくいこと、②加工や着色が容易であること、③水分や酸素を通しにくく食品を効果的に保護できること等から、食品産業で幅広く活用。
- このうち、容器包装（「●」が付いたもの）の一般廃棄物は、「容器包装リサイクル法（後述）」に基づき、市町村が分別回収し、製造・利用事業者が費用を負担した上で、再生処理事業により再生樹脂原料等としてリサイクル。
- 赤文字は、持ち歩き頻度が高いことからポイ捨ての可能性が高いと思われるもの。

	繰り返し使用しない	繰り返し使用
食品製造 （中食を含む）	●食品容器包装（屋外で飲食することがあるもの） ●食品容器包装（上記以外） ●PETボトル ●緩衝材 ・結束バンド ・手袋等の衛生用品	・原料容器包装（ポリタンク） ・調理器具 ・清掃用品 ・パレット ・コンテナ
流通 （卸・小売）	●レジ袋 ●弁当・総菜容器（屋外で飲食することがあるもの） ●トレイ ●発泡スチロール ●緩衝材 ・結束バンド ・カトラリー	・パレット ・コンテナ ・清掃用品
外食	・ストロー ●カップ・ふた ・カトラリー ●テイクアウト用容器（袋も含む） ・手袋等の衛生用品	・配膳用トレイ ・食器 ・調理器具（ボウル等） ・清掃用品

5　プラスチック資源循環アクション宣言

５.プラスチック資源循環アクション宣言
（１）食品産業におけるプラスチック資源循環問題への対応

- 近年、国内外でプラスチック資源循環が問題となっている中で、農林水産・食品産業においても、食品の容器包装等消費者に極めて身近な多くのプラスチック製品を利活用していることから、積極的に対応していく必要がある。
- 食品産業分野の各企業・業界団体に、プラスチック問題に対応した様々な自主的取組を広く促していくため、先ずはこの問題をめぐる現状と企業における先行的な取組を把握した上で取組に当たっての課題及びその解決に向けた方策を検討する。また、広く企業等から募った自主的な取組事例を懇談会において紹介し、多様な事例を共有・発信することで、プラスチック問題に対応する自主的な取組の更なる普及拡大と、国における更なる対策に資するものとする。

地球にやさしいプラスチックの資源循環推進会議（有識者懇談会）

スケジュール

10月29日　第１回　有識者懇談会
- ・プラスチック資源循環を巡る状況
- ・農林水産省における食品産業への対応
- （食品産業における企業・業界団体の自主取組の例）

10月30日　食品企業・団体の自主的取組の募集開始

11月27日　第2回　有識者懇談会
- ・募集した食品企業・団体の自主的取組の紹介
- （中間報告）
- ・食品企業・団体の取組を促進するための方策

11月29日　食品企業・団体の自主的取組の公表（順次）

３月12日　第3回　有識者懇談会
- ・募集した食品企業・団体の自主的取組の紹介
- ・農林水産・食品産業関係の取組方向

有識者メンバー

（委員構成）
- 石川　雅紀　神戸大学大学院経済学研究科教授（座長）　環境省中央環境審議会プラスチック資源循環戦略小委員会委員、NPO ごみじゃぱん代表理事
- 宮島　香澄　食料・農業・農村政策審議会食料産業部会臨時委員（日本テレビ放送網株式会社報道局経済部解説委員）
- 小島　理沙　京都経済短期大学准教授
- 中田　雅史　一般社団法人全国清涼飲料連合会専務理事
- 岩井　正人　日本マクドナルド株式会社 コーポレートリレーション本部CSR 部マネージャー
- 池田三知子　一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長
- 古澤純一郎　NPO 法人海さくら理事長

（省庁側出席）
農林水産省 新井食料産業局長、渡邊審議官ほか
※生産局、水産庁、環境省、経済産業省

５.農林水産省におけるプラスチック資源循環の取組
（２）プラスチック資源循環に向けた今後の取組方向

➢　農林水産省では今後、現在環境省を中心に策定中のプラスチック資源循環戦略に沿った取組を進めるとともに、特に、食品産業・農林水産業におけるプラスチック資源循環を促進するため、以下の取組を推進する。

１　食品産業・農林水産業における自主的取組の更なる促進

（食品産業関係）
２　地方の企業、中小企業、小売・外食産業における取組の促進
３　プラスチック代替素材を活用した食品容器包装の開発
４　使用済み食品プラスチック容器包装の回収・リサイクル向上のための取組の推進
５　国民への３Rの啓発

（農業関係）
６　プラスチックを使用した農業生産資材を利用する生産者への普及・啓発
７　プラスチックを使用した農業生産資材に関する調査、技術開発等の促進

（漁業関係）
８　漁業者への指導・啓発及び漁具に関する技術開発等
９　漁業者による海洋ごみの回収の促進

（2019年３月12日　第3回有識者懇談会資料より抜粋）

5.プラスチック資源循環アクション宣言 （3）応募状況

- 農林水産省は、農林水産・食品産業の各企業・業界団体に、プラスチックの資源循環に資する自主的取組を促していくことを目的に、「プラスチック資源循環アクション宣言」を募集。
- 平成30年10月30日から公募を開始し、令和元年12月末日現在、92件の応募。
- 応募した企業等は、団体と食品製造業で約８割を占める。

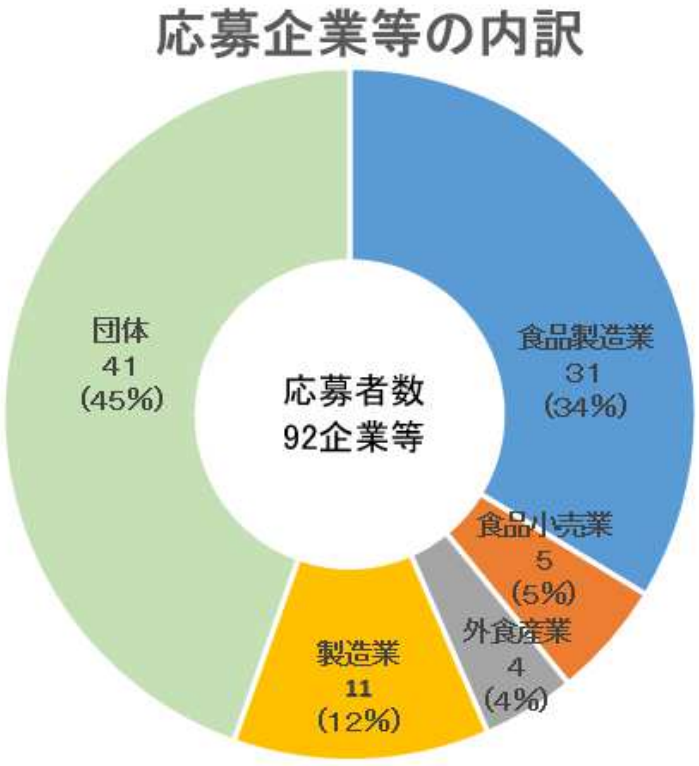

- 食品製造業は、食料品、冷凍食品、パン・菓子、飲料、調味料及び油脂などを製造している企業
- 食品小売業は、コンビニエンスストアー、食料品スーパーなど
- 外食産業は、ファミリーレストラン、ファーストフード店など
- 製造業は、容器包装メーカーなど
- 団体は、PETボトルリサイクル推進協議会、飲料メーカー団体、生活協同組合団体、農業生産資材の製造、流通、利用の関係団体、漁業協同組合・海岸美化関係団体など

５.プラスチック資源循環アクション宣言　（４）募集内容

食品産業における企業・業界団体の自主的取組の加速

○３Ｒ

✓ 減（脱）プラスチック
（使用抑制や有料化、代替素材の活用等 ex.レジ袋、ストロー）

✓ リサイクル・リユースの促進
（リサイクルしやすい素材の利用、再生原料の活用、使用済みプラスチックの店頭回収等）

○研究開発

✓ 技術開発・調査への支援・共同開発

✓ 生分解性プラスチックの利用

○国民理解の促進

✓ 消費者との連携
（意識啓発イベント、環境美化活動等）

○国際協力

✓ 周辺国等への技術協力

5.プラスチック資源循環アクション宣言
（5）プラスチック資源循環アクション宣言の発信

- 農林水産省のホームページにプラスチック資源循環のサイトを立ち上げ、応募のあった全ての宣言をホームページに掲載し、広く国民に発信
- この他、食品産業等を参集したセミナー、業界誌への寄稿など、様々な機会を通じて自主的取組を紹介

農林水産省のホームページ

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/pura/index.html

６　ペットボトル１００％有効利用の支援

６.ペットボトル100%有効利用の支援
（１）取組に対する支援

➢ 廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理をこれまで以上に徹底するとともに、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止を進めるため、清涼飲料団体による、ペットボトル100%有効利用をする取組を支援します。

海岸漂着物の組成

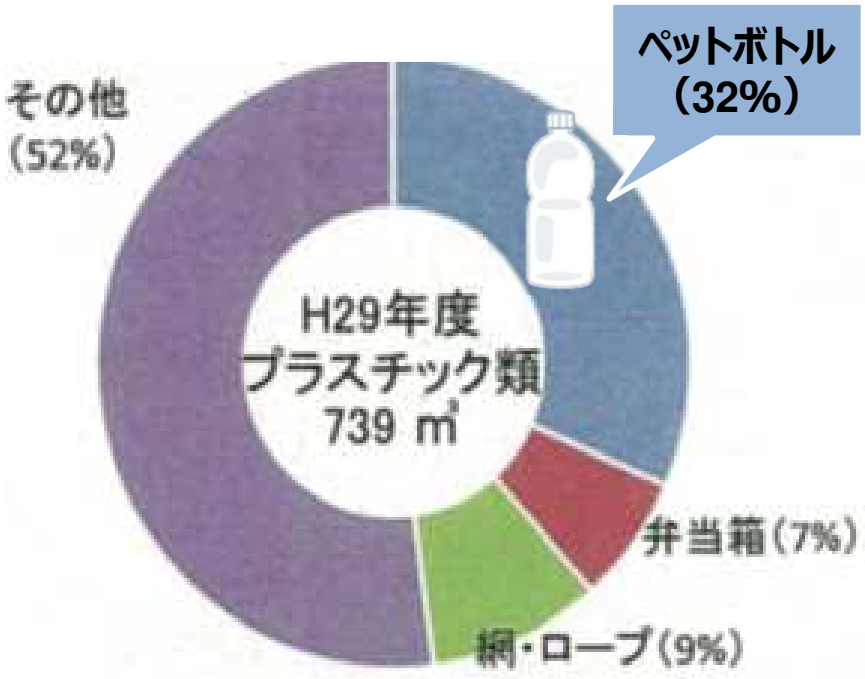

出典：（公財）海と渚環境美化・油濁対策機構

清涼飲料業界のプラスチック資源循環宣言

2018年11月29日 一般社団法人 全国清涼飲料連合会

- 清涼飲料業界は、「清涼飲料業界のプラスチック資源循環に対する基本的な考え方」を基に、陸域・海域の散乱問題も踏まえ、お客様、政府、自治体、関連団体等と連携しながら、2030年度までにPETボトルの100%有効利用を目指し、短・中・長期に方向性を定め、プラスチック資源循環に真摯に取組むことを宣言します。

６.ペットボトル100%有効利用の支援
（２）事業内容とイメージ

農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち

食品産業プラスチック資源循環対策事業

【令和２年度予算概算決定額　１０（－）百万円】

＜対策のポイント＞
食品産業におけるプラスチック資源の循環を更に高めるため、食品事業者が行う**飲料用PETボトルの100%有効利用に向けて、新たな回収リサイクルモデルを構築する取組**を支援します。

＜政策目標＞
令和12年度までに飲料用PETボトル100%有効利用を目指す

＜事業の内容＞

○　使用済みの飲料用ＰＥＴボトルについて、

・　街中や屋内でのリサイクルボックスの設置・利用状況や散乱状況の調査に基づく、既存の回収リサイクルモデルの検証（図１）

・　検証結果に基づく、消費者が認知しやすい**効果の高いリサイクルボックス**及びその設置場所の検討、実証（図２）

による、**新たな回収リサイクルモデルの構築**を支援します。

＜事業の流れ＞

国　→（補助（定額））→　民間団体等

＜事業イメージ＞

（図１）既存の回収リサイクルモデルの検証

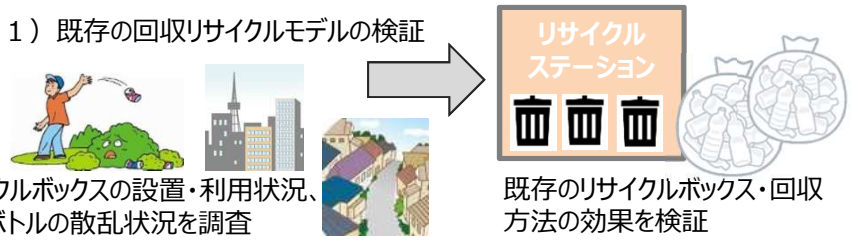

リサイクルボックスの設置・利用状況、PETボトルの散乱状況を調査

既存のリサイクルボックス・回収方法の効果を検証

（図２）新たな回収リサイクルモデルの構築

PETボトル回収率の更なる向上、異物混入防止　等

[お問い合わせ先]食料産業局バイオマス循環資源課（03-3502-8499）

7　食品ロスの削減に資する容器包装高機能化事例集

7.食品ロスの削減に資する容器包装高機能化事例集

- 農林水産省では、食品ロスの削減に役立つ容器包装の事例を集めて公開。日経エコロジーなど、多くのメディアで紹介されました。
  第１弾は平成29年4月、第２弾は10月、第３弾は平成30年12月公開！
- 事業者や消費者の方々に広く知って頂くことで、食品ロスに配慮した容器包装が評価され、一層、取り組みが進むことをめざしています。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/index.html
#kokinoka_jirei

YouTube JP 動画も絶賛公開中！

87事例掲載！！

7.食品ロスの削減に資する容器包装高機能化事例集
＜参考＞G20新潟農業大臣会合「Change plastic –プラスチックを変える-」出展について

- 2019年5月10日（金）～12日（日）（10日は準備会合）に新潟県の朱鷺メッセにてG20新潟農業大臣会合が開催。
- 当課よりプラスチックの有用性について、３つの観点（「機能性（事例集から出展）」、「代替品」、「再生利用」）から８品を展示。大臣等各国の閣僚も視察。
- 引き続き、容器包装の優良事例について、積極的に発信していく。

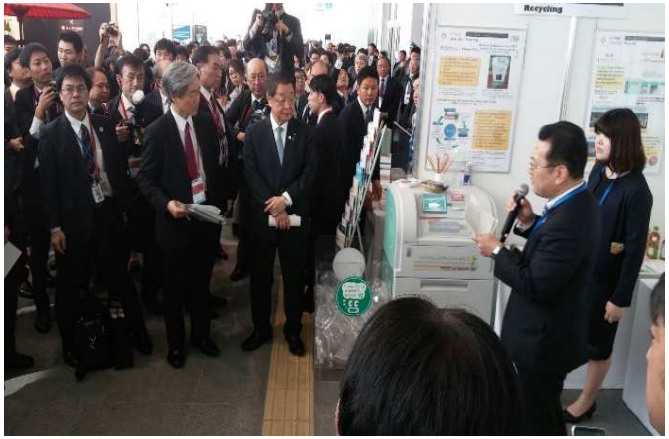

大臣視察の様子

配布資料 「 容器包装の高機能化事例集英訳版 」

プラスチック代替品展示

生分解性育苗ポット

植物由来のレンズ

木製ストロー

機能性プラスチック展示

酸素バリア性容器

高圧殺菌処理対応ボトル

プラスチック再生利用展示

ペットボトル回収機

ペットボトルリサイクル技術

８　効率的な食品流通に向けた賞味期限の年月表示化及びプラスチック資源循環の自主的取組の促進に資するセミナーの開催について

８.効率的な食品流通に向けた賞味期限の年月表示化及びプラスチック資源循環の自主的取組の促進に資するセミナーの開催について

１　目的

（１）効率的な食品流通に向けた賞味期限の年月表示化

食品ロスの削減に加え、食品の在庫管理及び入出庫管理の合理化、物流の効率化等による関係者の労働時間の縮減、低コスト化等に資することを目的として、賞味期限を年月日表示から年月表示に変更するにあたり、解決すべき技術的課題等について、先行事例の紹介を通じて、多くの食品関連事業者が取り組むことができるよう情報提供を行う。

（２）プラスチック資源循環の自主的取組の促進

近年、国内外でプラスチック資源循環が問題となっている中で、農林水産・食品産業においても、食品の容器包装等で多くのプラスチック製品を利活用していることから、積極的に対応していく必要がある。

このような中で、各業界・企業においてはそれぞれの業態・事情に即し、排出抑制、回収・再利用について独自の取組が展開されていることから、こうした各企業・業界団体の自主的取組の一層の促進を奨励することを目的として情報提供を行う。

２　開催時期・場所等

昨年10月から全国８か所（北海道、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄）の地方農政局等で開催。２月21日（金）には東北農政局で開催の予定。

３　参集範囲

地区農林水産関連企業環境協議会、食品産業協議会（都道府県）、業界団体、食リ法の定期報告事業者等。

９　プラスチック製買物袋有料化義務化

９.プラスチック製買物袋有料化義務化 （１）プラスチック製買物袋有料化の概要

プラスチック製買物袋有料化の概要

（ プラスチック製買物袋の有料化のあり方、プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン（令和元年12月経済産業省、環境省）から作成 ）

実施時期 令和２年７月１日

見直しの目的

・プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）を行い、消費者のライフスタイル変革を促す。

対象となる事業者

・容器包装リサイクル法の指定容器包装利用事業者（飲食料品、小売事業者含む）

※ 対象外の事業者であっても、自主的取組も含めてプラスチック製買物袋の有料化を推奨する

対象となる買物袋

・消費者が購入した商品を持ち運ぶに用いる、持ち手の付いたプラスチック製買物袋

有料化の対象外となる買物袋（定められた内容の表示が必要）

・プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの
・海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの
・バイオマス素材の配合率が25%以上のもの（配合率は徐々に高める）

※ 対象外の買物袋についても環境価値に応じた価値付け等を推進する

９.プラスチック製買物袋有料化義務化 （２）プラスチック製買物袋有料化の概要

具体的判断の目安

・袋であるか否か
・プラスチック製か否か
・商品を入れる袋か否か（景品や賞品など中身が商品でないもの、クリーニングの袋は対象外）
・持ち運ぶために用いるものか（食品売り場のロール袋などは対象外）
・事業者からやむをえず提供され、消費者が辞退することが可能か否か

有料化とは

・プラスチック製の買物袋を提供するに当たって、一定の対価を徴収すること
※ 買物袋を提供せず商品価格の値引、ポイントを付与、その他の利益供与は有料化に含まない

価格設定の方法

・各事業者が本制度の主旨・目的を踏まえつつ、自ら設定する
※ 袋を辞退しても袋相当額が差し引かれない場合、袋の価格が1円未満は有料化に当たらない

プラスチック製買物袋の売上の使途

・売上の使途については事業者から自主的に情報発信することを推奨する
※ 環境保全事業や社会貢献活動への寄付といった事例あり

９.プラスチック製買物袋有料化義務化 （３）プラスチック製買物袋有料化の概要

実効性確保の方向性

・主務大臣は、事業者に対し必要があると認める場合は必要な指導及び助言を実施する
・容器包装多量利用事業者にあっては、プラスチック製買物袋の排出抑制の取組報告を追加し、事業者の取組が著しく不十分と認められるきには容リ法に基づく罰則の対象

定期報告様式の変更

・容器包装リサイクル法に基づく定期報告の様式を変更し、プラスチック製買物袋についての取組内容や実績等に関する、情報・数値の記入欄を追加し、事業者の取組状況や実態等を把握し制度効果を検証する

事業者への周知・国民理解の促進

・国は、消費者がマイバッグを持参する習慣を根付かせることはもとより、買物袋以外も含めプラスチックのスマートな使い方やバイオマスプラスチック等の代替素材の転換に向けた環境価値の理解の促進に努める
・地方自治体、事業者及び消費者団体は、国の取組も踏まえ、制度の円滑な実施に寄与すべく、各々の立場から自らの役割を果たすことが望まれる

その他

・各団体において、従前の制度であるか今後整備される制度であるかにかかわらず、プラスチック製買物袋の排出抑制の促進のため更なる取組が行われることを妨げない

これからの･･･新年会・歓送迎会シーズンにお願い！

ご清聴ありがとうございました。